

農業基盤整備促進事業実施要綱

平成25年2月26日付け24農振第2089号

最終改正 平成27年2月3日付け26農振第1718号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

} 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって發揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このためには、農地の区画狭小、排水不良、農業用水の不足等地域が有する課題の解決に向け、地域の実情に応じ、水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を、農業者の自力施工等も活用しつつ、行うことが有効である。

このため、本事業より地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図ることとする。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 都道府県
- 2 市町村
- 3 土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体（以下「農業者団体」という。）

第5 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第6の農業基盤整備計画を策定していること。
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第6 農業基盤整備計画

本事業を実施しようとする者は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

- (1) 農業競争力強化に向けた取組方針
- (2) 事業実施期間
- (3) 基盤整備の概要
- (4) 基盤整備の計画
- (5) 農地防災事業の実施
- (6) 費用負担の方法
- (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
- (8) その他必要な事項

第7 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、原則として事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書及び第6により作成された農業基盤整備計画（以下「採択申請書等」という。）を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第6により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、原則として事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に採択申請書等を提出するものとする。

- 2 地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、都府県知事（農村振興局長にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(2)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

第8 事業の変更

1 事業変更の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に事業変更申請書を提出するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に事業変更申請書を提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された事業変更申請書を審査の上、適当であると認めるときは、都府県知事（農村振興局長にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業変更通知書を交付するものとする。

3 都道府県知事は、2の事業変更申請書の受けたときは、速やかに1の(2)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

第9 事業達成状況の報告

1 事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に当該実施結果を報告するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に事業達成状況報告書を提出するものとする。

第10 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ定める額を、別に定めるところにより、補助事業者に助成するものとする。

1 別表の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち農村振興局長が別に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額

2 別表の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積

(施工対象の耕地面積)（湧水処理にあっては施工延長）に農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

第11 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

第12 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 平成24年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。
- 2 平成25年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。
- 3 農業体质強化基盤整備促進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23農振第2269号農林水産事務次官依命通知）の第6に基づき事業を実施している地区については、第7の事業採択申請書等が提出されているものとみなす。ただし、総事業量及び事業内容等に変更がある場合は除く。
- 4 平成25年度補正予算（第1号）に伴い、平成25年度において本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成26年3月17日までとする。
- 5 平成26年度において、本事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、平成26年10月末日までとする。
- 6 平成25年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区における第7の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 平成27年度採択を希望し、平成26年11月末までに事業採択申請書等を提出した地区であって、平成26年度補正予算（第1号）における採択を希望する地区については、第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

別表

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農用地の保全 (7) 調査・調整	農業用排水（當農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良 農用地の区画形質の変更 農作業道の変更 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
2. 定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畠地かんがい施設	末端畠地かんがい施設の新設、廃止又は変更